

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 個人番号（第四条―第十三条）

第三章 特定個人情報保護等

第一節 特定個人情報の保護（第十四条―第十八条）

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供（第十九条―第二十三条）

第三節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第二十四条―第三十条）

第四章 個人番号情報保護委員会

第一節 組織（第三十一条―第四十四条）

第二節 業務（第四十五条―第五十条）

第三節 雑則（第五十一条）

第五章 法人番号（第五十二条―第五十五条）

第六章 個人番号カード（第五十六条）

第七章 雑則（第五十七条―第六十一条）

第八章 罰則（第六十二条―第七十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行う国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにするために必要な事項を定めるほか、個人番号その他の特定個人情報の取扱いが適正に行われるよう行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）、独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）及び個人情報の保

護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の特例を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。

3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、行政機関個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報保護法第二条第二項に規定する個人

情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

5 この法律において「個人番号」とは、第四条の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6 この法律（第四十条第四項を除く。）において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。

7 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わつて用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第四条、第五条、第五十六条第一項及び第六十二条並びに附則第三条第一項、第二項及び第四項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

8 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

9 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第六条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個

人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

10 この法律において「個人番号関係事務」とは、第六条第三項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を利用して行う事務をいう。

11 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

12 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

13 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十七条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者をいう。第十五条及び附則第二条において同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十七条第七

号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第十九条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

14 この法律において「法人番号」とは、第五十二条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

（個人番号及び法人番号の利用の基本）

第三条 個人番号及び法人番号の利用は、この法律の定めるところにより、次に掲げる事項を旨として行うものとする。

一 行政事務の処理において、個人又は法人その他の団体に関する情報の管理を一層効率化するとともに、当該事務の対象となる者を特定する簡易な手続を設けることによって、行政運営の効率化及び国民の利便性の向上に資すること。

二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる仕組みを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

三 個人又は法人その他の団体から提出された情報については、これと同一の内容の情報の提出を求めることを避け、国民の負担の軽減を図ること。

四 個人番号を用いて収集され、又は整理された個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、又は漏えいすることがないように、その管理の適正を確保すること。

第二章 個人番号

(指定及び通知)

第四条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を書面により通知しなければならない。

2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次条第二項の規定により機構から通知さ

れた個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、速やかに、その者に対し、当該個人番号を書面により通知しなければならない。

（個人番号とすべき番号の生成）

第五条 市町村長は、前条の規定により個人番号を指定するときは、あらかじめ機構に対し、当該指定しよ
うとする者に係る住民票に記載された住民票コードを通知するとともに、個人番号とすべき番号の生成を
求めるものとする。

2 機構は、前項の規定により市町村長から個人番号とすべき番号の生成を求められたときは、政令で定め
るところにより、次項の規定により設置される電子情報処理組織を使用して、次に掲げる要件に該当する
番号を生成し、速やかに、当該市町村長に対し、通知するものとする。

一 他のいずれの個人番号（前条第二項の従前の個人番号を含む。）とも異なること。

二 前項の住民票コードを変換して得られるものであること。

三 前号の住民票コードを復元することのできる規則性を備えるものでないこと。

3 機構は、前項の規定により個人番号とすべき番号を生成し、並びに当該番号の生成及び市町村長に対す

る通知について管理するための電子情報処理組織を設置するものとする。

（利用範囲）

第六条 別表第一の上欄に掲げる者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第百九十七条第一項、相続税法（昭和二十

五年法律第七十三号) 第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十号) 第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第十五項若しくは第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項、所得税法(昭和四十年法律第三十三号) 第五十七条第二項若しくは第二百二十五条から第二百二十八条の三まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号) 第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号) 第四条第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる者又は地方公共団体の長その他の他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援

助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

5 前各項に定めるもののほか、第十七条第十号から第十三号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

（再委託）

第七条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

2 前項の規定により個人番号利用事務等の全部又は一部の再委託を受けた者は、個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者とみなして、第二条第十一項及び第十二項、前条第一項から第三項まで並びに前項の規定を適用する。

（委託先の監督）

第八条 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする者は、当該委託に係る個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報情報の安全管理が図られるよう、当該委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第九条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第十条 個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るよう努めなければならない。

（提供の要求）

第十一条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等进行处理するために必要があるときは、本人又

は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十七条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。

第十七条第四号及び第六十二条において同じ。）の提供を求めることができる。

（本人確認の措置）

第十二条 個人番号利用事務等実施者は、前条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から第五十六条第一項に規定する個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

（提供の求めの制限）

第十三条 何人も、第十七条各号のいずれかに該当して特定個人情報情報の提供を受けることができる場合を除き、他人（自己と同一の世帯に属する者以外の者をいう。第十八条において同じ。）に対し、個人番号の提供を求めはならない。

第三章 特定個人情報の保護等

第一節 特定個人情報の保護

（特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針）

第十四条 個人番号情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生危険性及び影響に関する評価（以下「特定個人情報保護評価」という。）を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講ずべき措置を定めた指針（次項及び次条第三項において単に「指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 個人番号情報保護委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

（特定個人情報保護評価）

第十五条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であつた者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人番号情報保護委員会規則で定めるも

のを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人番号情報保護委員会規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人番号情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- 三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- 四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要
- 五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。）の方式
- 六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

七 前各号に掲げるもののほか、個人番号情報保護委員会規則で定める事項

2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、個人番号情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて個人番号情報保護委員会の承認を受けるものとする。

当該特定個人情報ファイルについて、個人番号情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 個人番号情報保護委員会は、評価書の内容、第四十七条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があつたものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十七条第七号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を同号の規定により求めてはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第十六条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事する者は、次条第十号から第十三号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等进行处理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（特定個人情報の提供の制限）

第十七条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務进行处理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき。

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務进行处理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

四 機構が第十一条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。

五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る

。の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法の規定により国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十 第四十七条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人番号情報保護委員会に提供するとき。

十一 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証

人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査若しくは租税に関する調査又は会計検査院の検査が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十三 その他これらに準ずるものとして個人番号情報保護委員会規則で定めるとき。

（収集等の制限）

第十八条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。

第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供

（情報提供ネットワークシステム）

第十九条 総務大臣は、個人番号情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及

び管理するものとする。

2 総務大臣は、情報照会者から第十七条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつたときは、

次に掲げる場合を除き、政令で定めるところにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供者に対して特定個人情報の提供の求めがあつた旨を通知しなければならない。

一 情報照会者、情報提供者、情報照会者の処理する事務又は当該事務を処理するために必要な特定個人情報
情報の項目が別表第二に掲げるものに該当しないとき。

二 当該特定個人情報記録されることとなる情報照会者の保有する特定個人情報ファイル又は当該特定個人情報記録されている情報提供者の保有する特定個人情報ファイルについて、第十五条（第三項及び第五項を除く。）の規定に違反する事実があつたと認めるとき。

（特定個人情報の提供）

第二十条 情報提供者は、第十七条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（情報提供等の記録）

第二十一条 情報照会者及び情報提供者は、第十七条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。

一 情報照会者及び情報提供者の名称

二 提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時

三 特定個人情報の項目

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたそ

の者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。

一 第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

二 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。

三 第二十五条第三項の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

四 第二十五条第四項の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第十四条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。

3 総務大臣は、第十七条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

(秘密の管理)

第二十二條 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十七条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に関する事務をいう。次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持義務）

第二十三條 情報提供等事務又は情報提供ネットワークシステムの運営に関する事務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第三節 行政機関個人情報保護法等の特例等

（行政機関個人情報保護法等の特例）

第二十四條 行政機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（第二十一条に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項第二号から第四号まで及び第二十五条の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法その他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

個人情報保護法の規定		第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第八条第二項		自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第八条第二項		自ら利用し、又は提供する	自ら利用する	自ら利用する
第八条第二項第一号		本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第十条第一項及び第三項		総務大臣	個人情報保護委員会	個人情報保護委員会
第十二条第二項		未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と

	第十三条第二項、第二十八 条第二項及び第三十七 条第二項	法定代理人	総称する。）
第十四条第一号、第二十 七条第二項及び第三十六 条第二項	未成年者又は成年被後見 人の法定代理人	代理人	
第二十六条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由 があると認めるときは、政令で定めるところに より、当該手数料を減額し、又は免除すること ができる	
第三十六条第一項第一号	又は第八条第一項及び第	行政手続における特定の個人を識別するための	

	二項の規定に違反して利用されているとき	番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する第八条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、同法第十六条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第八項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき、又は同法第十八条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき
第三十六条第一項第二号	第八条第一項及び第二項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条

のを除く。）に関しては、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項第二号から第四号まで及び第二十条の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	法令に基づく場合を除き	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）第六条第四項の規定に基づく場合を除き
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない

第九条第二項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第九条第二項第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三条第二項、第二十八条第二項及び第三十七条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号、第二十七 七条第二項及び第三十六	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人

条第二項		
第二十六条第二項	定める	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十四条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十六条第一項第一号	又は第九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する第九条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定

第三十六条第一項第二号	第九条第一項及び第二項	に違反して利用されているとき、同法第十六条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二条第八項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき、又は同法第十八条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき
		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条

3 個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者が保有する特定個人情報（第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、個人情報保護法第十六条第三項第三号及び第四号並びに第二十三条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる個人情報 保護法の規定	読み替えられる字句	読 み 替 え る 字 句
第十六条第一項	あらかじめ本人の同意を 得ないで、前条	前条
第十六条第二項	あらかじめ本人の同意を 得ないで、承継前	承継前
第十六条第三項第一号	法令に基づく場合	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律 第 号）第六条第四項の規定に基づく場合
第十六条第三項第二号	本人	本人の同意があり、又は本人
第二十七条第二項	第二十三条第一項	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第十七条

（情報提供等の記録についての特例）

第二十五条 行政機関が保有し、又は保有しようとする第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報に関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
第十条第一項及び第三項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十二条第二項	総務大臣 未成年者又は成年被後見	個人情報情報保護委員会 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又

		人の法定代理人	は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十三条第二項及び第二十八条第二項	法定代理人	代理人	
第十四条第一号及び第二十七条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人	
第二十六条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる	
第三十五条	当該保有個人情報提供の提供 先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成	

	二十四年法律第 号）第十七条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該行政機関の長以外のものに限る。）

2 総務省が保有し、又は保有しようとする第二十一条第三項に規定する記録に記録された特定個人情報に

関しては、行政機関個人情報保護法第八条第二項から第四項まで、第九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、行政機関個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる行政機関個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる行政機関個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第一項	法令に基づく場合を除き	利用目的

		、利用目的 自ら利用し、又は提供し てはならない	
第十条第一項及び第三項	総務大臣	個人番号情報保護委員会	
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見 人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は 本人の委任による代理人（以下「代理人」と 総称する。）	
第十三条第二項及び第二 十八条第二項	法定代理人	代理人	
第十四条第一号及び第二 十七条第二項	未成年者又は成年被後見 人の法定代理人	代理人	
第二十六条第二項	配慮しなければならない	配慮しなければならない。この場合において、 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由	

		がある」と認めるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる
第三十五条	当該保有個人情報の提供 先	当該訂正に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二十一条第三項に規定する記録に記録された同法第十七条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者

3 独立行政法人等が保有する第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報の提供については、独立行政法人等個人情報保護法第九条第二項から第四項まで、第十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十三条、第三十四条及び第四章第三節の規定は適用しないものとし、独立行政法人等個人情報保護法の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる独立行政 法人等個人情報保護法の 規定	読み替えられる字句	読 み 替 え る 字 句
第九条第一項	法令に基づく場合を除き 、利用目的 自ら利用し、又は提供し てはならない	利用目的 自ら利用してはならない
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見 人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又 は本人の委任による代理人（以下「代理人」と 総称する。）
第十三条第二項及び第二 十八条第二項	法定代理人	代理人
第十四条第一号及び第二	未成年者又は成年被後見	代理人

十七条第二項	第二十六条第二項	第三十五条
人の法定代理人	定める	当該保有個人情報の提供 先
	定める。この場合において、独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第 号）第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第二十六条第二項の規定の例により、当該手数料を減額し、又は免除することができる	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十一条第一項及び第

	二項に規定する記録に記録された者であつて、当該独立行政法人等以外のものに限る。）
--	---

4 独立行政法人等個人情報保護法第三条、第五条から第九条第一項まで、第十二条から第二十条まで、第二十三条、第二十四条、第二十六条から第三十二条まで、第三十五条及び第四十六条第一項の規定は、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外の者が保有する第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録された特定個人情報について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる独立行政法人等個人情報保護法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる独立行政法人等個人情報保護法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的	利用目的

		自ら利用し、又は提供し てはならない	自ら利用してはならない
第十二条第二項	未成年者又は成年被後見 人の法定代理人	未成年者又は成年被後見 人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は 本人の委任による代理人（以下「代理人」と 総称する。）
第十三条第二項及び第二 十八条第二項	法定代理人	代理人	代理人
第十四条第一号及び第二 十七条第二項	未成年者又は成年被後見 人の法定代理人	代理人	代理人
第二十三条第一項	及び開示請求者	、開示請求者及び開示請求を受けた者	、開示請求者及び開示請求を受けた者
第二十六条第一項	開示請求をする者は、独 立行政法人等の定めると ころにより、手数料を納	開示請求を受けた者は、行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律第二十一条第一項及び第二項に規定する記	開示請求を受けた者は、行政手続における特定 の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律第二十一条第一項及び第二項に規定する記

	めなければならない	録の開示を請求されたときは、当該開示の実施に関し、手数料を徴収することができる
第三十五条	当該保有個人情報の提供 先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二十一条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該開示請求を受けた者以外のものに限る。）

（地方公共団体等が保有する特定個人情報保護の保護）

第二十六条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイル等を事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている

る措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報
の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特
定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第二十一条第一項及び第二項に規定する記
録に記録された特定個人情報にあつては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるもの
とする。

（個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者が保有する特定個人情報の保護）

第二十七条 個人番号取扱事業者（個人情報保護法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者を除く。以
下この節において同じ。）は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において本人の同
意があり又は本人の同意を得ることが困難であるとき、及び第六条第四項の規定に基づく場合を除き、個
人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱ってはならない。

第二十八条 個人番号取扱事業者は、その取り扱う特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特
定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第二十九条 個人番号取扱事業者は、その従業者に特定個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該特定個

個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第三十条 個人番号取扱事業者のうち次の各号に掲げる者については、その特定個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に定める目的であるときは、前三条の規定は、適用しない。

一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道（不特定かつ多数の者に対し客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下この号において同じ。）を業として行う個人を含む。） 報道の用に供する目的

二 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

三 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

四 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

五 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

2 前項各号に掲げる個人番号取扱事業者は、特定個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、特定個人情報の取扱いに関する苦情の処理その他の特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置

を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

第四章 個人番号情報保護委員会

第一節 組織

（設置）

第三十一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、個人番号情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

（任務）

第三十二条 委員会は、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報 の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な個人番号利用事務等実施者に対する指導及び助言その他の措置を講ずることを任務とする。

（所掌事務）

第三十三条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督に関すること。
- 二 特定個人情報保護評価に関すること。
- 三 特定個人情報の保護についての広報及び啓発に関すること。
- 四 前三号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に関すること。
- 五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務（職権行使の独立性）

第三十四条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織等）

第三十五条 委員会は、委員長及び委員六人をもって組織する。

2 委員のうち三人は、非常勤とする。

3 委員長及び委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 委員長及び委員には、個人情報保護に関する学識経験のある者、情報処理技術に関する学識経験のある者、社会保障制度又は税制に関する学識経験のある者、民間企業の実務に関して十分な知識と経験を有する者及び連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項の連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の推薦する者が含まれるものとする。

（任期等）

第三十六条 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第三項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(身分保障)

第三十七条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。
- 三 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第三十八条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委

員を罷免しなければならない。

（委員長）

第三十九条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（会議）

第四十条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第三十七条第四号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第三項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(事務局)

第四十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

第四十二条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

(秘密保持義務)

第四十三条 委員長、委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(給与)

第四十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

第二節 業務

(指導及び助言)

第四十五条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報取扱の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第四十六条 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行

われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（報告及び立入検査）

第四十七条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（適用除外）

第四十八条 前三条の規定は、第十七条第十一号に該当する場合における特定個人情報の提供及び提供を受

け、又は取得した特定個人情報情報の取扱いについては、適用しない。

（内閣総理大臣に対する意見の申出）

第四十九条 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

（国会に対する報告）

第五十条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

第三節 雑則

（規則の制定）

第五十一条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、個人番号情報保護委員会規則を制定することができる。

第五章 法人番号

（通知等）

第五十二条 国税庁長官は、政令で定めるところにより、法人等（国の機関、地方公共団体及び会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）であつて、所得税法第二百三十条、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四百八条、第四百九条若しくは第五百十条又は消費税法（昭和六十三年法律第八号）第五十七条の規定により届出書を提出することとされているものをいう。以下この項及び次項において同じ。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

2 法人等以外の法人又は人格のない社団等であつて政令で定めるものは、政令で定めるところにより、その者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他財務省令で定める事項を国税庁長官に届け出て法人番号の指定を受けることができる。

3 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき（この項の規定による届出に係る事項に変更があつた場合を含む。）は、政令で定めるところにより、当該変更があつた事項を国税庁長官に届け出なければならない。

4 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により法人番号の指定を受けた者（以下「法人番号保有者」という。）の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表するものとする。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得なければならない。

（情報の提供の求め）

第五十三条 行政機関の長、地方公共団体の機関又は独立行政法人等（以下この章において「行政機関の長等」という。）は、他の行政機関の長等に対し、特定法人情報（法人番号保有者に関する情報であつて法人番号により検索することができるものをいう。第五十五条において同じ。）の提供を求めるときは、当該法人番号を当該他の行政機関の長等に通知してするものとする。

2 行政機関の長等は、国税庁長官に対し、法人番号保有者の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号について情報の提供を求めることができる。

（資料の提供）

第五十四条 国税庁長官は、第五十二条第一項の規定による法人番号の指定を行うために必要があると認め

るときは、法務大臣に対し、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号（会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所において作成される登記簿に記録されたものに限る。）その他の当該登記簿に記録された事項の提供を求めることができる。

2 前項に定めるもののほか、国税庁長官は、第五十二条第一項若しくは第二項の規定による法人番号の指定若しくは通知又は同条第四項の規定による公表を行うために必要があるときは、官公署に対し、法人番号保有者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

（正確性の確保）

第五十五条 行政機関の長等は、その保有する特定法人情報について、その利用の目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

第六章 個人番号カード

第五十六条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている

者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カード（氏名、住所、生年月日、個人番号、その者の写真その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項（第三項及び第四項において「カード記載事項」という。）が記載されたカードをいう。以下この条及び第七十条において同じ。）を交付しなければならない。

2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

3 前項の規定により個人番号カードの提出を受けた市町村長は、当該個人番号カードについて、カード記載事項の変更その他当該個人番号カードの適切な利用を確保するために必要な措置を講じ、これを返還しなければならない。

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記載事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨をその者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長（次項及び第七項において「住所地市町村長」という。）に届け出るとともに、当該個人番号カ

ードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを紛失したときは、直ちに、その旨を住所地市町村長に届け出なければならない。

6 個人番号カードは、その有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、その効力を失う。

7 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了した場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該個人番号カードを住所地市町村長に返納しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの様式、個人番号カードの有効期間及び個人番号カードの再交付を受けようとする場合における手続その他個人番号カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

9 市町村の機関は、条例で定めるところにより、個人番号カードを利用することができる。

第七章 雑則

（指定都市の特例）

第五十七条 地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（次項において単に「指定都市」

という。) に対するこの法律の規定で政令で定めるものの適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

2 前項に定めるもののほか、指定都市に対するこの法律の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(事務の区分)

第五十八条 第四条、第五条第一項（附則第三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十六条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項及び第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限又は事務の委任)

第五十九条 行政機関の長は、政令（会計検査院にあつては、会計検査院規則）で定めるところにより、第二章、第三章及び第五章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

(主務省令)

第六十条 この法律における主務省令は、内閣府令・総務省令とする。

（政令への委任）

第六十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第六十二条 個人番号利用事務等又は第四条の規定による個人番号の指定若しくは通知、第五条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十一条第二項の規定による機構保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十三条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又は

これを併科する。

第六十四条 第二十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十五条 人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第三条に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の個人番号を保有する者の管理を害する行為により、個人番号を取得した者は、三年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第六十六条 国の機関、地方公共団体の機関若しくは機構の職員又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の役員若しくは職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する特定個人情報記録が記録された文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を収集したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十七条 第四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十八条 第四十六条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十九条 第四十七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 偽りその他不正の手段により個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 第六十二条から第六十七条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第七十二条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

業務に関して、第六十二条、第六十三条、第六十五条又は第六十八条から第七十条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章、第二十二条、第六十条及び第六十一条並びに次条並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日

二 第二十三条、第四章第一節及び第三節、第六十四条、第六十七条並びに第七十一条（第六十四条及び第六十七条に係る部分に限る。）並びに附則第四条の規定 平成二十五年一月一日から起算して六月を

超えない範囲内において政令で定める日

三 第十四条、第十五条、第二十四条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第二十六条、第四章第二節、第六十八条、第六十九条及び第七十条（第六十八条及び第六十九条に係る部分に限る。）の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第六条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第二十四条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第三項まで、第二十五条第一項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分に限る。）、第五十六条、第五十八条（第五十六条第一項及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第七十条並びに第七十二条（第七十条に係る部分に限る。）並びに別表第一の規定 公布の日から起算して三年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第十七条第七号、第十九条から第二十一条まで並びに第二十五条第一項（行政機関個人情報保護法第

十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）及び第二項（行政機関個人情報保護法第十条第一項及び第三項の規定を読み替えて適用する部分を除く。）から第四項まで並びに別表第二の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

（準備行為）

第二条 行政機関の長等は、この法律（前条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行の日前においても、この法律の実施のために必要な準備行為をすることができる。

（個人番号の指定及び通知に関する経過措置）

第三条 市町村長は、政令で定めるところにより、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）において現に当該市町村の備える住民基本台帳に記録されている者について、第三項において準用する第五条第二項の規定により機構から通知された番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を書面により通知しなければならない。

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であつて施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていないものについて、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により住

民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する第五条第二項の規定により機構から通知された番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を書面により通知しなければならない。

3 第五条の規定は、前二項の場合について準用する。

4 第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知又は前項において準用する第五条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た個人番号を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前二項の規定は、日本国外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(委員会に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日（以下この条において「経過日」という。）の前日までの間における第三十五条第一項、第二項及び第四項並びに第四十条第二項の規定の適用については、第三十五条第一項中「六人」とあるのは「二人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「一人」と、同条第四項中「委員には」とあるのは「委員は」と、「が含まれるものとする」とあるのは「のうちから任命するものとする」と、第四十条第二項中「三人以上」とあるのは「二人」とし、経過日以後経過日から起算して一年を経過する日の前日までの間における第三十五条第一項及び第二項並びに第四十条第二項の規定の適用については、第三十五条第一項中「六人」とあるのは「四人」と、同条第二項中「三人」とあるのは「二人」と、第四十条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の措置を講ずるものとする。

別表第一（第六条関係）

一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項又は第二百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二 全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給又は保険料等の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三 厚生労働大臣	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四 全国健康保険協会	船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正す

			る法律（平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による保険給付の支給又は社会復帰促進等事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
六	都道府県知事	災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助又は扶助金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
七	都道府県知事	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による里親の認定、養育里親の登録、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の	

	支給、医療の給付等の事業若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収若しくは支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を管理する町村	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

長（以下「都道府県知事等」という。）	
十 都道府県知事又は市町村長	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十一 都道府県知事	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十二 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十三 厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十四 都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百

			十五 都道府県知事等	二十三号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
			十六 都道府県知事又は市町村長	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
			十七 国税庁長官	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの
			十八 社会福祉法第百九条第一項に規定する市町村社会福祉	地方税法による譲渡割の賦課徴収又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの
				社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

協議会又は同法第一百十条第一項に規定する都道府県社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」と総称する。）	
十九 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十 厚生労働大臣	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十一 厚生労働大臣	未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）による留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料、遺骨の引取に要する経費又は

			障害一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十二 日本私立学校振興・共済事業団			私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）による短期給付、年金である給付又は脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十三 財務大臣			国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）による国税等（同法第八条第一項に規定する国税等をいう。）の徴収若しくは収納又は債権者への支払に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十四 厚生労働大臣			厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十五 厚生年金基金又は企業年金連合会			厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十六	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百十四号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十七	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十八	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二十九	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは脱退一時金又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

	三十一 厚生労働大臣	の 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	三十二 国民年金基金	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は掛金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	三十三 国民年金基金連合会	国民年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	三十四 市町村長	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十五 住宅地区改良法（昭和	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良	

三十五年法律第八十四号）第二 条第二項に規定する施行者 である都道府県知事又は市町 村長	住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定 若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主 務省令で定めるもの
三十六 厚生労働大臣	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三 号）による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付 金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就 業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務 であつて主務省令で定めるもの
三十七 都道府県知事等	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶 養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十八 国税庁長官	国税通則法その他の国税に関する法律による国税の納付義務の確定 、納税の猶予、担保の提供、還付又は充当、附帯税（国税通則法第

		三十九 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	二条第四号に規定する附帯税をいう。）の減免、調査（犯則事件の調査を含む。）、不服審査その他の国税の賦課又は徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	四十 厚生労働大臣		地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による短期給付、年金である給付若しくは脱退一時金又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十一 市町村長			戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
			老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

四十二	厚生労働大臣	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による援護に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十三	都道府県知事	母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十四	都道府県知事又は市町村長	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十五	都道府県知事等	母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十六	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十七	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若し

	くは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十八 厚生労働大臣	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）による特別弔慰金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
四十九 市町村長	母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十 厚生労働大臣	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百

				五十一 厚生労働大臣又は都道府県知事	九号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
			五十二 厚生労働大臣	雇用対策法（昭和四十一年法律第三百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
		五十三 厚生労働大臣	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）による特別給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
	五十四 地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であつて主務省令で定めるもの			
五十五 石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）による年金				

			五十六 市町村長（子どものための手当の支給に関する法律（昭和四十六年法律第七十三号）第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
			五十七 厚生労働大臣	子どものための手当の支給に関する法律による子どものための手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
			五十八 厚生労働大臣	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）による未払賃金の立替払に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十九 市町村長又は高齢者の	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給			

医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）	又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十 厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十一 厚生労働大臣	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）による港湾労働者証の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十二 厚生労働大臣	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立支

	度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十三 都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「中国残留邦人等支援給付」という。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十四 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による被爆者健康手帳の交付、健康診断の実施、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当、介護手当若しくは葬祭料の支給又は居宅生活支援事業若しくは養護事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十五 厚生労働大臣	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十六 厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号

	。以下「平成八年法律第八十二号」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるものの
六十七 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十八 市町村長	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
六十九 都道府県知事	被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

七十 都道府県知事又は保健所を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十一 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二十九条第一項に規定する事業主等又は企業年金連合会	確定給付企業年金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十二 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第三項第一号に規定する事業主	確定拠出年金法による企業型記録関連運営管理機関への通知、企業年金加入者等に関する原簿の記録及び保存又は企業型年金の給付若しくは脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十三 国民年金基金連合会	確定拠出年金法による個人型年金加入者等に関する原簿若しくは帳簿の記録及び保存又は個人型年金の給付若しくは脱退一時金の支給

	に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十四 厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十五 農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十六 市町村長	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施

	に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十七 独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号。以下「平成十三年法律第三十九号」という。）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号。以下「平成二年法律第二十一号」という。）による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
七十八 独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令

		で定めるもの
七十九 独立行政法人福祉医療機構		独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）による小口の資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十 独立行政法人医薬品医療機器総合機構		独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）による副作用救済給付、感染救済給付、給付金若しくは追加給付金の支給又は同法附則第十五条第一項第一号若しくは第十七条第一項の委託を受けて行う事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十一 独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十二 厚生労働大臣		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）による処遇改善の請求に関する事務であつて主務省令で定めるもの

八十三 厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十四 都道府県知事又は市町村長	障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十五 厚生労働大臣	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
八十六 厚生労働大臣又は日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）による文書の受理及び送付又は保有情報提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの

町村職員共済組合連合会若しくは地方公務員共済組合連合会	
八十七 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十八 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）による特例納付保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十九 都道府県知事	地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの

九十 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十一 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十二 厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
九十三 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）。	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

以下「平成二十三年法律第五十六号」という。）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	
---	--

別表第二（第十七条、第十九条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

地方公務員等共済
組合法をいう。以
下同じ。）により
医療に関する給付
の支給を行う全国
健康保険協会、健
康保険組合、日本
私立学校振興・共
済事業団、共済組
合、市町村長又は
国民健康保険組合
をいう。以下同じ
。 ）又は後期高齢

者医療広域連合	市町村長
	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付関係情報」という。）であつ

二 全国健康保			
健康保険法による保険給付の			
医療保険者又は後	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）	て主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて
		国民年金法又は被用者年金各法（私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法をいう。）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの	

険協会

支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

期高齢者医療広域連合	健康保険法第五十条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構	主務省令で定めるもの	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
		地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		

三 健康保険組 合		健康保険法による保険給付の 支給に関する事務であつて主 務省令で定めるもの	
又は共済組合等	医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	健康保険法第五十 五条に規定する他 の法令による給付 の支給を行うこと とされている者	市町村長
	医療保険給付関係情報であつて 主務省令で定めるもの	健康保険法第五十五条に規定す る他の法令による給付の支給に 関する情報であつて主務省令で 定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情 報又は介護保険給付関係情報で あつて主務省令で定めるもの
			厚生労働大臣若し 年金給付関係情報であつて主務

	四 厚生労働大臣		五 全国健康保険協会
	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの		船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主
くは日本年金機構 又は共済組合等	医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	市町村長	厚生労働大臣若し くは日本年金機構 又は共済組合等
省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて 主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
医療保険者又は後 期高齢者医療広域 主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて 主務省令で定めるもの		

六 全国健康保 険協会				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	
				は平成十九年法律第三十号附	

八 都道府県知	七 厚生労働大 臣	
児童福祉法による里親の認定	労働者災害補償保険法による 保険給付の支給に関する事務 であつて主務省令で定めるも の	則第三十九条の規定によりな お従前の例によるものとされ た平成十九年法律第三十号第 四条の規定による改正前の船 員保険法による保険給付の支 給に関する事務であつて主務 省令で定めるもの
市町村長	国民年金法その他の 法令による年金 である給付の支給 を行うこととされ ている者	厚生労働大臣若し くは日本年金機構 又は共済組合等
地方税関係情報又は住民票関係	国民年金法その他の法令による 年金である給付の支給に関する 情報であつて主務省令で定める もの	あつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの

事	九 市 町 村 長
、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	都道府県知事等
情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

十 市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
十一 市町村長	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされ	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

		十二 市町村長	児童福祉法による保育所における保育の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの		児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は費用の支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十二	児童福祉法第二十四条の二十二
十三 都道府県知事	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は費用の支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は費用の支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は費用の支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの	十四 都道府県	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給又は費用の支払命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十二	児童福祉法第二十四条の二十二

知事	医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行ふこととされて いる者	に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
十五 都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者

	都道府県知事等	市町村長
福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者

十六 都道府県					
児童福祉法による費用の支払					
市町村長	厚生労働大臣又は 日本年金機構	厚生労働大臣又は 都道府県知事			
地方税関係情報又は住民票関係	務省令で定めるもの	務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの	自立支援法による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	
	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの				

知事	命令に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
十七 市町村長	予防接種法による給付（同法第十一条第一項の疾病に係るものに限る。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
十八 市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
十九 市町村長	予防接種法による給付（同法第十一条第一項の障害に係る	特別児童扶養手当等の支給に関する	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障

二十 市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
二十一 厚生労働大臣	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であつて	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
	ものに限る。）の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	害を有する者に対する手当の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

	主務省令で定めるもの		
二十二 都道府 県知事	精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律による入院措置 に関する事務であつて主務省 令で定めるもの	精神保健及び精神 障害者福祉に関す る法律第三十条の 二に規定する他の 法律による医療に 関する給付の支給 を行うこととされ ている者	精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律第三十条の二に規定 する他の法律による医療に関す る給付の支給に関する情報であ つて主務省令で定めるもの
二十三 都道府 県知事	精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律による入院措置 又は費用の徴収に関する事務 であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係 情報であつて主務省令で定める もの

	の		
二十四 都道府 県知事	精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律による費用の徴 収に関する事務であつて主務 省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留 邦人等支援給付関係情報であつ て主務省令で定めるもの
二十五 都道府 県知事	精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律による精神障害 者保健福祉手帳の交付に關す る事務であつて主務省令で定 めるもの	厚生労働大臣若し くは日本年金機構 、共済組合等又は 農林漁業団体職員 共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金 保険制度及び農林漁業団体職員 共済組合制度の統合を図るため の農林漁業団体職員共済組合法 等を廃止する等の法律による年 金である給付若しくは特定障害 者に対する特別障害給付金の支 給に関する法律による特別障害

	二十六 都道府 県知事等	
	生活保護法による保護の決定 及び実施に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	
	医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	厚生労働大臣
給付金の支給に関する情報であ つて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて 主務省令で定めるもの	労働者災害補償関係情報、戦傷 病者戦没者遺族等援護法による 援護に関する情報（以下「戦傷 病者戦没者遺族等援護関係情報 」という。）、雇用保険法によ る給付の支給に関する情報（以 下「失業等給付関係情報」とい う。）、原子爆弾被爆者に対す

る援護に関する法律による一般
疾病医療費の支給に関する情報
、石綿による健康被害の救済に
関する法律による特別遺族給付
金の支給に関する情報（以下「
石綿健康被害救済給付等関係情
報」という。）又は職業訓練の
実施等による特定求職者の就職
の支援に関する法律による職業
訓練受講給付金の支給に関する
情報（以下「職業訓練受講給付
金関係情報」という。）であつ
て主務省令で定めるもの

都道府県知事	市町村長
災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、子どものための手当の支給に関する法律による子どものための手当の支給に関する情報（以下「子どものための手当関係情報」という。） 、介護保険給付関係情報又は障

	社会福祉協議会	
厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるものの	害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるものの 年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年

	文部科学大臣又は 都道府県教育委員 会	都道府県教育委員 会又は市町村教育 委員会	都道府県知事等
金である給付の支給に関する情 報であつて主務省令で定めるも の	特別支援学校への就学奨励に関 する法律による特別支援学校へ の就学のために必要な経費の支 弁に関する情報であつて主務省 令で定めるもの	学校保健安全法による医療に要 する費用についての援助に関す る情報であつて主務省令で定め るもの	児童扶養手当関係情報又は母子

	厚生労働大臣又は 都道府県知事	都道府県知事又は 保健所を設置する 市の長	地方公務員災害補 償基金
及び寡婦福祉法による母子家庭 自立支援給付金の支給に関する 情報であつて主務省令で定める もの	特別児童扶養手当関係情報であ つて主務省令で定めるもの	母子保健法による養育医療の給 付又は養育医療に要する費用の 支給に関する情報であつて主務 省令で定めるもの	地方公務員災害補償法による公 務上の災害又は通勤による災害 に対する補償に関する情報（以

	下「地方公務員災害補償関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は 都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
都道府県知事又は 広島市長若しくは 長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であつて主務省令

二十七 市町村 長		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの			
厚生労働大臣若しくは日本年金機構	市町村長	都道府県知事等	都道府県知事	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	で定めるもの
年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	

二十八 都道府 県知事	地方税法その他の地方税に關する法律及びこれらの法律に 基づく条例による地方税の賦 課徴収に關する事務であつて 主務省令で定めるもの	都道府県知事等	市町村長	厚生労働大臣	又は共済組合等
二十九 厚生労 働大臣又は共 済組合等	地方税法その他の地方税に關する法律及びこれらの法律に 基づく条例による地方税の賦 課徴収に關する事務であつて	市町村長	市町村長	令で定めるもの	失業等給付關係情報であつて主 務省令で定めるもの
					地方税關係情報であつて主務省 令で定めるもの

	三十 社会福祉 協議会
主務省令で定めるもの	社会福祉法による生計困難者 に対して無利子又は低利で資 金を融通する事業の実施に関 する事務であつて主務省令で 定めるもの
医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	厚生労働大臣 都道府県知事等
医療保険給付関係情報であつて 主務省令で定めるもの	労働者災害補償関係情報、戦傷 病者戦没者遺族等援護関係情報 、失業等給付関係情報、石綿健 康被害救済給付等関係情報又は 職業訓練受講給付金関係情報で あつて主務省令で定めるもの 生活保護関係情報、児童扶養手 当関係情報又は母子及び寡婦福 祉法による母子家庭自立支援給

	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	都道府県知事	厚生労働大臣又は都道府県知事	市町村長
付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	母子及び寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	住民票関係情報、子どものための手当関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で

	三十一 公営住宅法第二条第 十六号に規定 する事業主体 である都道府 県知事又は市 町村長		定めるもの
三十二 厚生労働大臣	公営住宅法による公営住宅の 管理に関する事務であつて主 務省令で定めるもの	都道府県知事 都道府県知事等 市町村長	障害者関係情報であつて主務省 令で定めるもの 生活保護関係情報であつて主務 省令で定めるもの 地方税関係情報又は住民票関係 情報であつて主務省令で定める もの
	戦傷病者戦没者遺族等援護法 による障害年金、遺族年金又 は遺族給与金の支給に関する 事務であつて主務省令で定め るもの	厚生労働大臣若し くは日本年金機構 、共済組合等又は 農林漁業団体職員 共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金 保険制度及び農林漁業団体職員 共済組合制度の統合を図るため の農林漁業団体職員共済組合法 等を廃止する等の法律による年

	三十三 日本私立学校振興・共済事業団	
	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるものの	
	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	
金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるものの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	私立学校教職員共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

		三十四 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付、年金である給付又は脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	給を行うこととさ れている者	
三十五 日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて	市町村長	主務省令で定めるもの	市町村長	介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの		

三十三 厚生労働大臣		主務省令で定めるもの	
厚生年金保険法による年金で ある保険給付又は一時金の支 給に関する事務であつて主務 省令で定めるもの		全国健康保険協会	
市町村長		厚生労働大臣	
地方税関係情報又は住民票関係 情報であつて主務省令で定める		船員保険法による保険給付の支 給に関する情報であつて主務省 令で定めるもの	
令で定めるもの		労働者災害補償関係情報又は戦 傷病者戦没者遺族等援護法によ る年金である給付若しくは雇用 保険法による基本手当若しくは 高年齢雇用継続基本給付金の支 給に関する情報であつて主務省 令で定めるもの	

	三十七 厚生年金基金又は企業年金連合会	三十八 文部科学大臣又は都道府県教育委員会
	厚生年金保険法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であつて
	共済組合等	厚生労働大臣又は日本年金機構
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償基金	市町村長
もの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	

	主務省令で定めるもの				
三十九 都道府 県教育委員会 又は市町村教 育委員会	学校保健安全法による医療に 要する費用についての援助に 関する事務であつて主務省令 で定めるもの		市町村長		住民票関係情報であつて主務省 令で定めるもの
四十 国家公務 員共済組合	国家公務員共済組合法による 短期給付の支給に関する事務 であつて主務省令で定めるも の	医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情 報又は介護保険給付関係情報で あつて主務省令で定めるもの	
			厚生労働大臣若し くは日本年金機構	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの	

						又は共済組合等
				国家公務員共済組 合法第六十条第一 項に規定する他の 法令による給付の 支給を行うことと されている者		国家公務員共済組 合法第六十条 第一項に規定する他の法令によ る給付の支給に関する情報であ って主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣		失業等給付関係情報であって主 務省令で定めるもの		
四十一 国家公 務員共済組合 連合会		市町村長		地方税関係情報又は住民票関係 情報であって主務省令で定める もの		
国家公務員共済組合法による 年金である給付若しくは脱退 一時金又は国家公務員共済組 合法の長期給付に関する施行				厚生労働大臣若し		年金給付関係情報であって主務

	法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	くは日本年金機構又は共済組合等	省令で定めるもの
四十二 国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十三 市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

四十四 市町村 長又は国民健康 保険組合	国民健康保険法による保険給 付の支給に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	国民健康保険法第 五十六条第一項に 規定する他の法令 による給付の支給 を行うこととされ ている者	国民健康保険法第五十六条第一 項に規定する他の法令による給 付の支給に関する情報であつて 主務省令で定めるもの
四十五 市町村 長	国民健康保険法による保険料 の徴収に関する事務であつて 主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主 務省令で定めるもの
四十六 市町村 長	国民健康保険法による特別徴 収の方法による保険料の徴収 又は納入に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若し くは日本年金機構 又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの

四十七 厚生労働大臣又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	国民健康保険法第七十六条の四において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第三百三十八条第一項又は第四百一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの
四十八 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であつて主務省令で定めるもの	全国健康保険協会 厚生労働大臣	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの 労働者災害補償関係情報又は戦

四十九 厚生労働大臣	の				
	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又				
	市町村長	地方公務員災害補償基金	都道府県知事等	共済組合等	
	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	傷病者戦没者遺族等援護法による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

		五十 厚生労働大臣		五十 厚生労働大臣	
		は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		国民年金法による国民年金原簿の記録又は保険料の納付委託に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
厚生労働大臣	都道府県知事等	国民年金基金連合会		国民年金基金の加入員に関する情報であつて主務省令で定めるもの	
	市町村長	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの		国民年金法第八十九条第三号の施設に入所する者に関する情報であつて主務省令で定めるもの	
失業等給付関係情報であつて主					

長	五十二 国民年金基金	国民年金法による年金である 給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
		厚生労働大臣又は 日本年金機構	務省令で定めるもの
五十三 国民年金基金連合会	国民年金法による年金である 給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
	厚生労働大臣又は 日本年金機構		年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
五十四 市町村	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設		住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

五十六 厚生労働大臣	五十五 住宅地区改良法第二区改良法第二区第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
		住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
		都道府県知事	都道府県知事等	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	
障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び		都道府県知事	市町村長	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの

五十八 都道府	五十七 厚生労働大臣	
児童扶養手当法による児童扶	障害者の雇用の促進等に関する法律による納付金関係業務又は納付金関係業務に相当する業務の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であつて主務省令で定めるものの
都道府県知事	厚生労働大臣	
児童福祉法による障害児入所支	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	

県知事等	
養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
市町村長	
	援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報又は障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援法による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であつて主務省令で定めるもの

五十九 地方公務員共済組合			
地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの			
市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣又は都道府県知事	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報であつて主務省令で定めるもの	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	地方公務員等共済組合法第六十二条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

六十 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法による年金である給付若しくは脱退一時金又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十一 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償基金 厚生労働大臣	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十二 市町村	老人福祉法による福祉の措置	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務

長		六十三 市町村 長	
に関する事務であつて主務省 令で定めるもの		老人福祉法による費用の徴収 に関する事務であつて主務省 令で定めるもの	
市町村長	厚生労働大臣	医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	市町村長
省令で定めるもの	労働者災害補償関係情報又は失 業等給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて 主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情 報又は介護保険給付関係情報で あつて主務省令で定めるもの
都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務 省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情 報、住民票関係情報	市町村長

		六十四 都道府 県知事	六十五 都道府 県知事又は市 町村長
		母子及び寡婦福祉法による償 還未済額の免除又は資金の貸 付けに関する事務であつて主 務省令で定めるもの	母子及び寡婦福祉法による配 偶者のない者で現に児童を扶 養しているもの又は寡婦につ いての便宜の供与に関する事
厚生労働大臣若し くは日本年金機構 又は共済組合等	市町村長	都道府県知事等	市町村長
報又は介護保険給付関係情報で あつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省 令で定めるもの	生活保護関係情報又は児童扶養 手当関係情報であつて主務省令 で定めるもの
地方税関係情報であつて主務省			

	六十六 都道府 県知事等		六十七 厚生労 働大臣又は都 道府県知事
務であつて主務省令で定める もの	母子及び寡婦福祉法による母 子家庭自立支援給付金の支給 に関する事務であつて主務省 令で定めるもの		特別児童扶養手当等の支給に 関する法律による特別児童扶 養手当の支給に関する事務で
	市町村長	都道府県知事等	厚生労働大臣
令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省 令で定めるもの	児童扶養手当関係情報であつて 主務省令で定めるもの	雇用保険法による教育訓練給付 金の支給に関する情報又は職業 訓練受講給付金関係情報であつ て主務省令で定めるもの
もの			地方税関係情報又は住民票関係 情報であつて主務省令で定める もの

	あつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十八 都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
六十九 都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であ	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

	つて主務省令で定めるもの		
七十 都道府県 知事等	特別児童扶養手当等の支給に 関する法律による特別障害者 手当の支給に関する事務であ つて主務省令で定めるもの	都道府県知事又は 広島市長若しくは 長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律による介護手当の支 給に関する情報であつて主務省 令で定めるもの
七十一 市町村 長	母子保健法による費用の徴収 に関する事務であつて主務省 令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留 邦人等支援給付関係情報であつ て主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係 情報であつて主務省令で定める もの
七十二 厚生労 働大臣又は都	雇用対策法による職業転換給 付金の支給に関する事務であ	市町村長	地方税関係情報であつて主務省 令で定めるもの

道府県知事	七十三 地方公務員災害補償基金	七十四 石炭鉱業年金基金	七十五 市町村長（子どものための手当の
つて主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であつて主務省令で定めるもの	石炭鉱業年金基金法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	子どものための手当の支給に関する法律による子どものための手当の支給に関する事務
	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働大臣又は日本年金機構	市町村長
	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの

支給に関する 法律第十七条 第一項の表の 下欄に掲げる 者を含む。）	であつて主務省令で定めるもの		
七十六 市町村 長	子どものための手当の支給に関する法律による子どものための手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十七 厚生労働大臣	雇用保険法による失業等給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

七十八 厚生労働大臣	雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
七十九 厚生労働大臣	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	雇用保険法第三十条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行ふこととされてい る者	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
八十 厚生労働大臣	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であつて主務省令	都道府県知事 厚生労働大臣	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主

	八十一 後期高 齢者医療広域 連合	八十二 後期高 齢者医療広域 連合
で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する 法律による後期高齢者医療給 付の支給又は保険料の徴収に 関する事務であつて主務省令 で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する 法律による後期高齢者医療給 付の支給に関する事務であつ て主務省令で定めるもの
医療保険者又は後 期高齢者医療広域 連合	市町村長	厚生労働大臣若し くは日本年金機構 又は共済組合等
務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて 主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法 律第五十七条第一項に規定する 他の法令による給付の支給に関

	八十三 市町村 長		八十四 厚生労働大臣又は共
	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの		高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法に
規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	後期高齢者医療広域連合	市町村長
する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であつて主務省令で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介

八十五 厚生労働大臣		済組合等
昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給		よる保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの
市町村長	共済組合等	護保険法第三百三十六条第一項（同法第四百十条第三項において準用する場合を含む。）、第三百三十八条第一項又は第四百十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの
地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	

	八十六 都道府 県知事等
に関する事務であつて主務省 令で定めるもの	昭和六十年法律第三十四号附 則第九十七条第一項の福祉手 当の支給に関する事務であつ て主務省令で定めるもの
	昭和六十年法律第 三十四号附則第九 十七条第二項にお いて準用する特別 児童扶養手当等の 支給に関する法律 第十七条第一号の 障害を支給事由と する給付の支給を 行うこととされて いる者
	昭和六十年法律第三十四号附則 第九十七条第二項において準用 する特別児童扶養手当等の支給 に関する法律第十七条第一号の 障害を支給事由とする給付の支 給に関する情報であつて主務省 令で定めるもの

八十七 厚生労働大臣	八十八 都道府県知事等		
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による一時金の支給又は保険料の納付に関する事務であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
厚生労働大臣又は日本年金機構	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣	
国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償関係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護関係情報、失業等給付関係情報、原子爆弾被爆者に対する援護に関する	

都道府県知事等	都道府県知事	
生活保護関係情報、児童扶養手	定めるもの 関する情報であつて主務省令で 婦福祉法による資金の貸付けに 所給付費の支給又は母子及び寡 る療育の給付若しくは障害児入 扶助金の支給、児童福祉法によ 災害救助法による救助若しくは	法律による一般疾病医療費の支 給に関する情報、石綿健康被害 救済給付等関係情報又は職業訓 練受講給付金関係情報であつて 主務省令で定めるもの

	市町村長	社会福祉協議会
当関係情報又は母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、子どものための手当関係情報、介護保険給付関係情報又は障害者自立支援法による自立支援給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情

厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	報であつて主務省令で定めるものの
文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支

		八十九 厚生労働大臣
		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
償基金	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に 対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている
あつて主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

		者		
九十 都道府県 知事又は広島 市長若しくは 長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護 に関する法律による保健手当 又は葬祭料の支給に関する事 務であつて主務省令で定める もの	市町村長		住民票関係情報であつて主務省 令で定めるもの
九十一 都道府 県知事又は広 島市長若しく は長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護 に関する法律による介護手当 の支給に関する事務であつて 主務省令で定めるもの	都道府県知事等 市町村長	生活保護関係情報であつて主務 省令で定めるもの 介護保険給付関係情報であつて 主務省令で定めるもの	九十二 厚生労 働大臣 平成八年法律第八十二号附則 第十六条第三項の規定により 厚生年金保険の管掌者たる政 府
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係 情報であつて主務省令で定める もの	

	府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
九十三 平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
第十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第	るもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

一項に規定する指定基金		九十四 市町村長		九十五 市町村長	
	介護保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの			介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定	
		医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	都道府県知事等	市町村長
	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報	

		めるもの	
九十六 厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	
るもの	介護保険法第三百三十六条第一項（同法第四百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第三百三十八条第一項又は第四百四十条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	報又は介護保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

九十七 都道府 県知事	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	九十八 都道府 県知事又は保 健所を設置す る市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		
市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの

	九十九 確定給付企業年金法 第二十九条第 一項に規定す る事業主等又 は企業年金連 合会	百 確定拠出年 金法第三条第 三項第一号に 規定する事業
	確定給付企業年金法による年 金である給付又は一時金の支 給に関する事務であつて主務 省令で定めるもの	確定拠出年金法による企業型 年金の給付又は脱退一時金の 支給に関する事務であつて主 務省令で定めるもの
給を行うこととき れている者	厚生労働大臣又は 日本年金機構	厚生労働大臣又は 日本年金機構
	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの

主		百一 国民年金 基金連合会	百二 厚生労働 大臣
		確定拠出年金法による個人型年金の給付又は脱退一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の
	厚生労働大臣又は 日本年金機構	独立行政法人農業 者年金基金	市町村長
	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金法 による農業者年金の被保険者に 関する情報であつて主務省令で 定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係 情報であつて主務省令で定める もの
			共済組合等又は農 林漁業団体職員共 済組合
			年金給付関係情報又は厚生年金 保険制度及び農林漁業団体職員 共済組合制度の統合を図るため

	百三 農林漁業 団体職員共済 組合		
管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するも		
	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	
の農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	

	百四 独立行政 法人農業者年 金基金	
のとされた年金である給付を 除く。）若しくは一時金の支 給又は特例業務負担金の徴収 に関する事務であつて主務省 令で定めるもの	独立行政法人農業者年金基金 法による農業者年金事業の給 付の支給若しくは保険料その 他徴収金の徴収又は同法附則 第六条第一項第一号の規定に より独立行政法人農業者年金 基金が行うものとされた平成 十三年法律第三十九号による	
	市町村長	厚生労働大臣若し くは日本年金機構 、共済組合等又は 農林漁業団体職員 共済組合
	地方税関係情報又は住民票関係 情報であつて主務省令で定める もの	年金給付関係情報又は厚生年金 保険制度及び農林漁業団体職員 共済組合制度の統合を図るため の農林漁業団体職員共済組合法 等を廃止する等の法律による年

	改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの		金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるものの
百五 独立行政法人日本スポーツ振興センター ター	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
百六 独立行政法人医薬品医療機器総合機 療機器総合機	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

構				に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
百七 独立行政 法人日本学生 支援機構				独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
市町村長	都道府県知事等	都道府県知事	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	医療保険者その他の	
				医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	
市町村長	都道府県知事等	都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	
				生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	
市町村長	都道府県知事等	都道府県知事	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	
				生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの	

							百八 厚生労働大臣	
							特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	
もの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働大臣	全国健康保険協会	厚生労働大臣				
もの	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	船員保険法による保険給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	労働者災害補償関係情報又は戦傷病者戦没者遺族等援護法によ				

百九 都道府県 知事又は市町 村長						
障害者自立支援法による自立 支援給付の支給又は地域生活 支援事業の実施に関する事務 であつて主務省令で定めるも						
市町村長	都道府県知事等	償基金	地方公務員災害補	共済組合等	市町村長	
地方税関係情報又は住民票関係	て主務省令で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留 邦人等支援給付関係情報であつ	地方公務員災害補償関係情報で あつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務 省令で定めるもの	地方税関係情報であつて主務省 令で定めるもの	る年金である給付の支給に関す る情報であつて主務省令で定め るもの

	の		情報であつて主務省令で定めるもの
百十 都道府県 知事又は市町 村長	障害者自立支援法による自立 支援給付の支給に関する事務 であつて主務省令で定めるもの	障害者自立支援法 第七条に規定する 他の法令により行 われる給付の支給 を行うこととされ ている者	障害者自立支援法第七条に規定 する他の法令により行われる給 付の支給に関する情報であつて 主務省令で定めるもの
百十一 都道府 県知事又は市 町村長	障害者自立支援法による自立 支援医療費、療養介護医療費 又は基準該当療養介護医療費 の支給に関する事務であつて 主務省令で定めるもの	国民年金法その他 の法令による給付 の支給を行うこと とされている者	国民年金法その他の法令による 給付の支給に関する情報であつ て主務省令で定めるもの

百十二 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十三 厚生労働大臣	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

百十四 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
百十五 厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
国民年金法その他の法令による年金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する		

		である給付の支給 を行うこととされ ている者	情報であつて主務省令で定める もの
百十六 平成二 十三年法律第 五十六号附則 第二十三条第 一項第三号に 規定する存続 共済会	平成二十三年法律第五十六号 による年金である給付の支給 に関する事務であつて主務省 令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であつて主務省 令で定めるもの

理 由

行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行う国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにするために必要な事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。